

平成29年度第1回  
障害者総合支援法及び児童福祉法  
に基づく集団指導資料

「人員・設備・運営基準及び実地指導にお  
ける主な指摘事項について」



平成29年8月24日（木）  
札幌市保健福祉局障がい福祉課  
指導担当

# 目次

1 一般原則・基本方針・・・・・・・・・・P. 3	(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項
2 人員・設備・運営基準・・・・・・・・・・P.11	① 福祉・介護職員処遇改善加算・P.33
3 指導・監査の実施状況・・・・・・・・・・P.24	5 その他の留意事項
4 実地指導における主な指摘事項	① 法人が主催する旅行への 移動支援の利用禁止・・・・・・・・P.34
(1) 運営基準に係る指摘事項	② 同一日の重複請求・・・・・・・・P.35
① 運営規程・・・・・・・・・・P.28	③ 就労継続支援A型の見直し・・P.36
② 勤務体制の確保・・・・・・・・・・P.29	④放課後等デイサービスの見直し P.37
③ 非常災害対策、掲示・・・・・・・・P.30	6 自己点検表について・・・・・・・・P.38
④ 苦情解決、会計の区分・・・・・・・・P.31	7 事故報告について・・・・・・・・P.39
⑤ 定員の遵守、その日常生活費・P.32	8 関係法令・・・・・・・・・・P.40

## 1 一般原則・基本方針

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、  
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

①指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

②指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

③指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

〔指定障害福祉サービス事業者の一般原則〕

# 1 一般原則・基本方針

## 指定障害者支援施設等

①指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

②指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

③指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

〔指定障害者支援施設等の一般原則〕

## 指定地域移行支援

①指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

②指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。

③指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

〔第2章 第1節 基本方針〕

## 指定地域定着支援

①指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。

②指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。

③指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下この章において「指定地域定着支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

〔第3章 第1節 基本方針〕

## 指定計画相談支援

①指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

②指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

③指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

④指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

⑤指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

⑥指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の  
人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）

〔基本方針〕

## 指定障害児通所支援事業者

①指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

②指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

③指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

④指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

〔指定障害児通所支援事業者等の一般原則〕

# 1 一般原則・基本方針

## 指定障害児入所施設等

①指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならぬ。

②指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

③指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第46条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

④指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）

〔指定障害児入所施設等の一般原則〕

# 1 一般原則・基本方針

## 指定障害児相談支援

①指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。

②指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

③指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

④指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

⑤指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

⑥指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

〔基本方針〕

## 管理者、サービス管理責任者等に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
サービス提供責任者	1人以上配置する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援
サービス管理責任者	1人以上配置する。	障害福祉サービス（短期入所を除く）
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援
児童発達支援管理責任者	1人以上配置する。	障害児（通所・入所）支援

管理者、サビ管等を変更した場合は、変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

## 変更届出書

指定内容に変更が生じた場合、変更届書が必要です。

変更届が必要な項目
事業所の名称、所在地
申請者の名称、主たる事業所の所在地
代表者の氏名・住所（役員を含む）
定款・寄付行為等及び登記簿謄本又は条例等
事業所の平面図及び設備の概要
事業所の管理者の氏名・住所
事業所のサービス提供責任者（サービス管理責任者）の氏名・住所
主たる対象者
運営規程
給付費の請求に関する事項
事業所の種別
協力医療機関の名称及び診療科名並びに契約内容
障害者支援施設等との連携体制及び支援体制の概要
事業の開始予定年月日
併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
同一敷地内になる入所施設及び病院の概要
法人事業所・事業所の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス

様式第2号

### 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

札幌市長 様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
 (設置者) 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号	所在地	サービスの種別	変更があった事項	変更の内容
1 事業所(施設)の名称	(変更前)				
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)					
3 申請者(設置者)の名称					
4 主たる事業所の所在地					
5 代表者の氏名及び住所					
6 定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)					
7 事業所(施設)の平面図及び設備の概要					
8 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所					
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所					
10 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所					
11 主たる対象者					
12 運営規程	(変更後)				
13 介護給付業務の請求に関する事項					
14 事業所の種別(併設型・空床型の別)					
15 併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員					
16 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容					
17 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要					
18 当該申請に係る事業の開始予定年月日					
19 併設する施設がある場合の当該併設施設の概要					
20 同一敷地内にある入所施設及び病院の概要					

変更年月日 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日

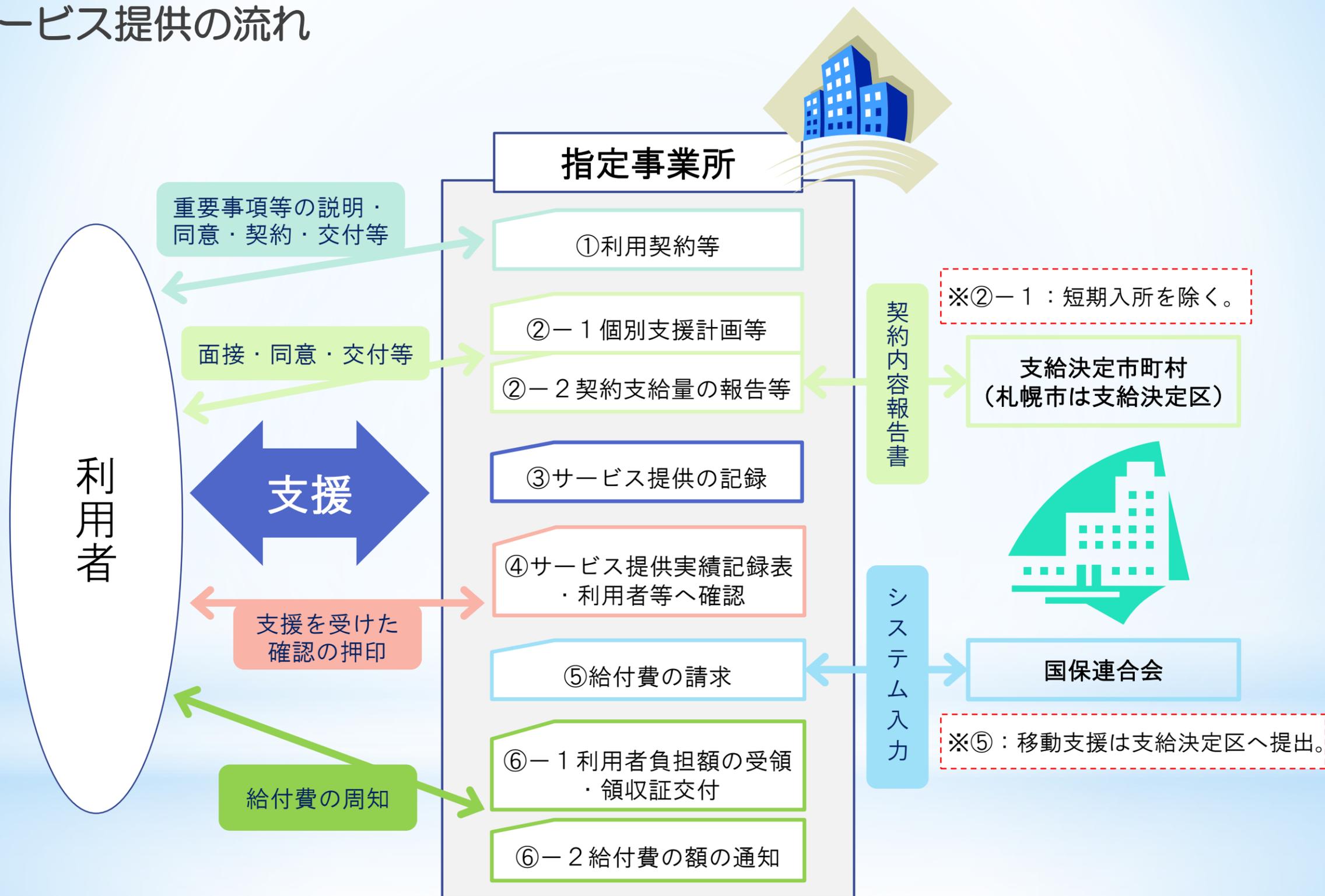
担当者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 E-mail \_\_\_\_\_

備考1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください(別紙参照)。

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/11\\_henkoutodoke.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/11_henkoutodoke.html)

札幌市 障害 変更届 検索

# サービス提供の流れ



## サービス提供の流れ ①利用契約等

### 重要事項説明書

- 事業者は、支給決定障害者等がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申込者に対し、**運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付**して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(市条例43号第16条第1項 他)

- 重要事項を記した文書

**運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等**の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項。

(解釈通知 H18障発1206001号)

### 契約書

- 事業者は、**社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付**等を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(市条例43号第16条第1項 他)

- 社会福祉法第77条の規定

- ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・当該事業の経営者が提供する事業の内容
- ・当該事業の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・当該事業の提供開始年月日
- ・事業に係る苦情を受け付けるための窓口

(解釈通知 H18障発1206001号)

### サービス提供の流れ ②-1 個別支援計画等

#### 1. 居宅介護

サービス提供責任者は、利用者又は利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

(市条例43号第33条及び第50条)

#### 2. 療養介護

指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(短期入所を除く。)

(市条例43号第61条他準用、第211条)

#### 3. 重度障害者等包括支援

サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(サービス利用計画)を作成しなければならない。

(市条例43号第110条)

#### 4. 地域移行支援

指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援計画を作成しなければならない。

(平24厚令27第20条)

#### 5. 地域定着支援

指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成しなければならない。

(平24厚令27第42条)

#### 6. 特定相談支援

指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(平24厚令28第15条)

#### 7. 児童発達支援

指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(市条例62号第30条他準用)

#### 8. 福祉型障害児入所施設

指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

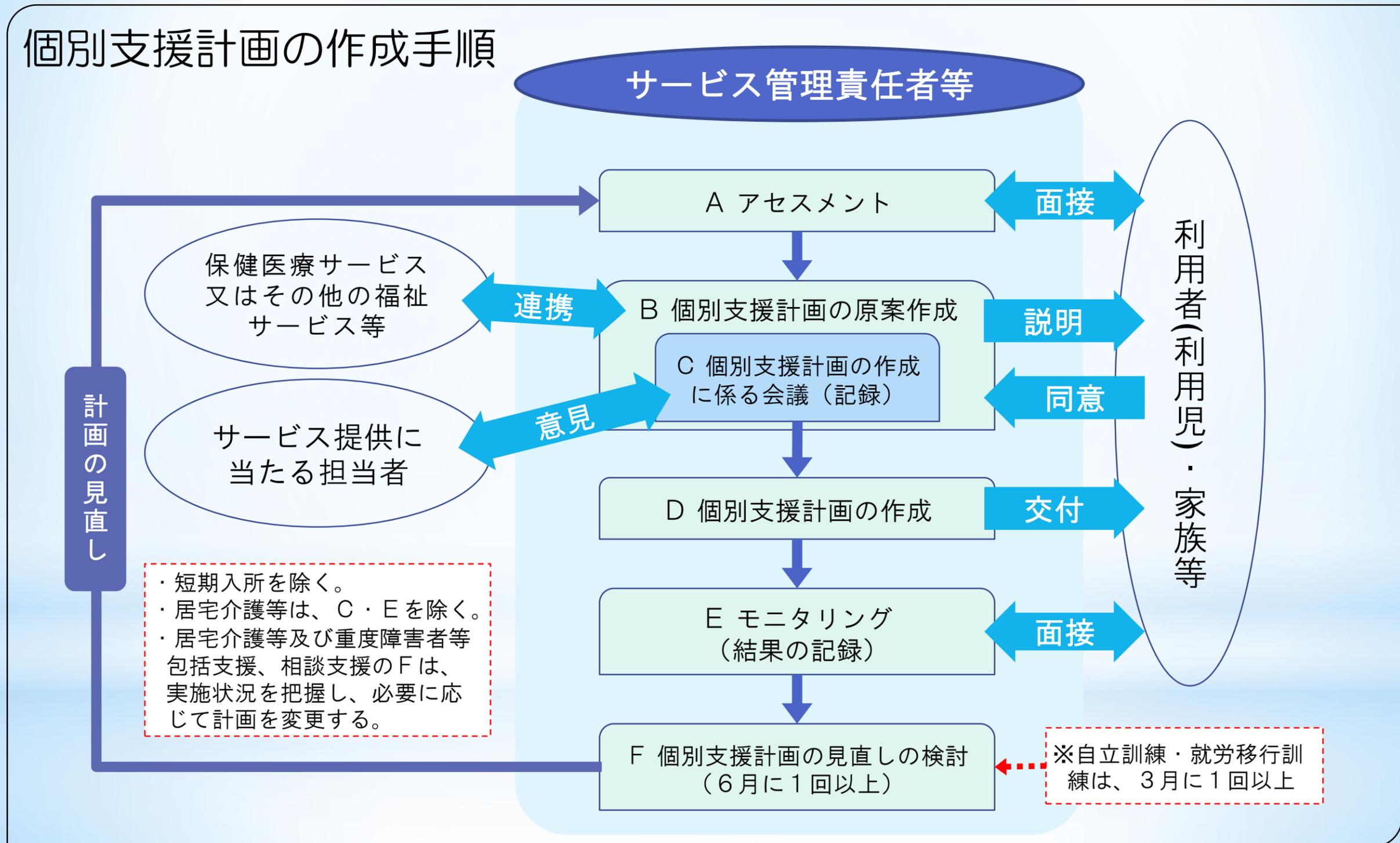
(市条例62号第104条他準用)

#### 9. 障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(平24厚令29第15条)

## サービス提供の流れ ②-1 個別支援計画等



## サービス提供の流れ ②-1 個別支援計画等

	訪問系サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行 援護・行動援護・移動支援	日中活動系サービス 療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支 援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・ 共同生活援助・障害者支援施設・重度障害者 等包括支援（※）	児童系サービス 児童発達支援・医療型児童発達支援・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問 支援・障害児入所施設
規定する条項	・市条例43第33条 他	・市条例43第61条 他	・市条例62第30条 他
計画作成担当者	・サービス提供責任者	・サービス管理責任者 ※サービス提供責任者	・児童発達支援管理責任者
アセスメント	・利用者の状況を把握・分析し、 解決すべき課題を明確化	・利用者に面接し、希望する生活及び課題等 を把握	・保護者及び障害児に面接し、希望す る生活及び課題等を把握
計画原案作成	・サービス等利用計画を踏まえる ・援助の方向性や目標 ・担当従業者の氏名 ・サービスの具体的内容 ・他のサービスとの連携 ・所要時間、日程 ・その他留意事項	・サービス等利用計画を踏まえる（※除く） ・支援の方針、目標とその達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・サービスの具体的内容 ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項	・障害児支援利用計画を踏まえる ・支援目標その達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・サービスの具体的内容(行事、日課 等を含む) ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項
担当者会議	・必要に応じて開催	・担当者等を招集し、計画原案に対する意見 を求める ※サービス担当者会議	・担当者等を招集し、計画原案に対す る意見を求める
利用者に対する 交付	・内容を説明、書面で交付	・内容を説明、書面で交付 ・文書による同意を得る（※除く）	・内容を説明、書面で交付 ・文書による同意を得る
モニタリング	・サービスが計画に沿っている か	・サービスが計画に沿っているか	・サービスが計画に沿っているか
見直し・変更	・必要に応じて実施	・少なくとも6か月に1回（自立訓練・就労 移行支援は、少なくとも3か月に1回）以 上、その他必要に応じて実施 ※必要に応じて実施	・少なくとも6か月に1回以上、その 他必要に応じて実施

## サービス提供の流れ ②-1 個別支援計画等の作成

	地域相談支援 ①地域移行支援、②地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援
規定する条項	①平24厚令27第20条 ②平24厚令27第42条	・平24厚令28第15条	・平24厚令29第15条
計画作成担当者	①地域移行支援従業者 ②地域定着支援従業者	・相談支援専門員	・相談支援専門員
アセスメント	・利用者に面接し、希望する生活、課題等を把握	・利用者及びその家族に面接し、家族の希望及び解決すべき課題を把握	・保護者及び障害児に面接し、課題等及び生活全般についてその状態を十分把握
計画原案作成	①地域移行支援計画 ・支援の方針、目標とその達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・目標及びその達成時期 ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項 ②地域定着支援台帳 ・利用者に関する適切な情報 ・緊急時の適切な対応	○サービス等利用計画 ・利用者等の生活に対する意向 ・総合的に援助方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・長期的な目標それを達成するための短期的な目標とその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等 ・その他留意事項	○障害児支援利用計画 ・障害児等の生活に対する意向 ・総合的に援助方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・長期的な目標それを達成するための短期的な目標とその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等 ・その他留意事項
担当者会議	①計画作成定会議	○サービス担当者会議 ・専門的な見地から意見を求める	○サービス担当者会議 ・専門的な見地から意見を求める
利用者に対する交付	①内容を説明、書面で交付 ①文書による同意を得る	・内容を説明、計画案の交付 ・文書による同意を得る ※サービス担当者会議前と後計画案	・内容を説明、計画案の交付 ・文書による同意を得る ※サービス担当者会議前と後計画案
モニタリング	・サービスが計画に沿っているか	・サービスが計画に沿っているか ・法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと実施	・サービスが計画に沿っているか ・法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと実施
見直し・変更	・必要に応じて実施	・必要に応じて実施	・必要に応じて実施

## サービス提供の流れ ②-2 契約支給量の報告等

### 受給資格の確認

事業者は、サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

（市条例43号第17条、市条例第62号第16条他）

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
居住地	札幌市豊平区旭町1丁目2番地3号
フリガナ	サッポロ タロウ
氏名	札幌 太郎
生年月日	昭和42年12月31日
性別	男
フリガナ	サッポロ ハナコ
氏名	札幌 花子
生年月日	昭和55年 2月14日
性別	女
障害種別	1 2 3 4
交付年月日	平成28年 8月 1日
支給市町村名及び印	札幌市豊平区 平岸6条10丁目 札幌市豊平区 011056

折り畳み版



冊子版（カバー付）

### 契約が終了した場合

○サービスの提供が終了した場合においては、その年月日を(利用者の受給者証に)記載すること。

（解釈通知 H18障発1206001号、H24障発0330-12号 他）





## サービス提供の流れ ④提供したサービスの具体的内容に関する記録

### サービス提供記録

(記載内容)

- ①サービスの提供日及び提供時間
- ②利用者名及びサービスを提供した従業者名
- ③サービスの種類
- ④提供した具体的なサービス内容
- ⑤利用者の心身の状況
- ⑥その他利用者へ伝達すべき必要事項

「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。



- ①サービスの内容や利用者の状況の把握
- ②利用者からの苦情・事故への対応に役立つ
- ③サービスが行われたことの証拠

### サービスの提供の記録

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

### 心身の状況等の把握

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

※本市の調査時にサービス提供の記録作成することなく、自立支援給付費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、自立支援給付費の返還対象となる場合がありますので、十分ご注意ください。

## サービス提供の流れ

### ⑤給付費の請求、⑥-1利用者負担額を受領・領収証交付、⑥-2給付費の額の通知

#### 国保連への請求

給付費の請求について、サービス提供時の記録、サービス提供実績記録表などの内容を確認しながら請求すること。

- ・ サービス提供日時
- ・ 送迎の記録
- ・ 食事の提供の記録
- ・ 欠席時の記録 など



#### 介護給付費の額に係る通知等

法定代理受領によりサービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を通知しなければならない。

(市条例43号第30条第1項、市条例第62号第28条第1項 他)

#### 利用者負担額等の受領

○規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(市条例43号第28条第4項、市条例第62号第26条第5項 他)

## 書面監査、実地指導

指定後約1か月で

### 書面監査

事業者に自己点検表、運営規程、個別支援計画等を市に提出してもらい、書面審査の上、指導を行います。



### <提出資料>

運営規程  
契約書  
重要事項説明書  
勤務表  
自己点検表  
防災に関する自己点検表

指定後3年又は突然に

### 実地指導

指定後、3年に一度を目途に事業所に訪問して、帳簿書類を確認し、法令に定めるサービスの取扱いと自立支援給付の請求等に関する事項について周知します。請求に過誤があった場合は、過誤調整を指導する場合があります。

また、あらかじめ通知したのでは、日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、突然、実地指導を行うことがあります。

○平成28年度の実地指導の実施件数

実施件数	162事業所
------	--------

### <事前提出資料>

運営規程  
契約書  
重要事項説明書  
勤務表  
自己点検表  
防災に関する自己点検表

### 3 指導・監査の実施状況

## 監査

サービス等の内容について、行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

#### ○監査の実施件数と行政処分

実施年度	実施件数 (単位：事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成24年度	0	0	0
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0

#### ○ 主な監査理由

- ・水増し、架空請求の疑いがあった
- ・指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- ・人員配置基準を満たさずに給付費を請求した疑いがあった
- ・従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった
- ・実地指導の改善報告が未提出であった

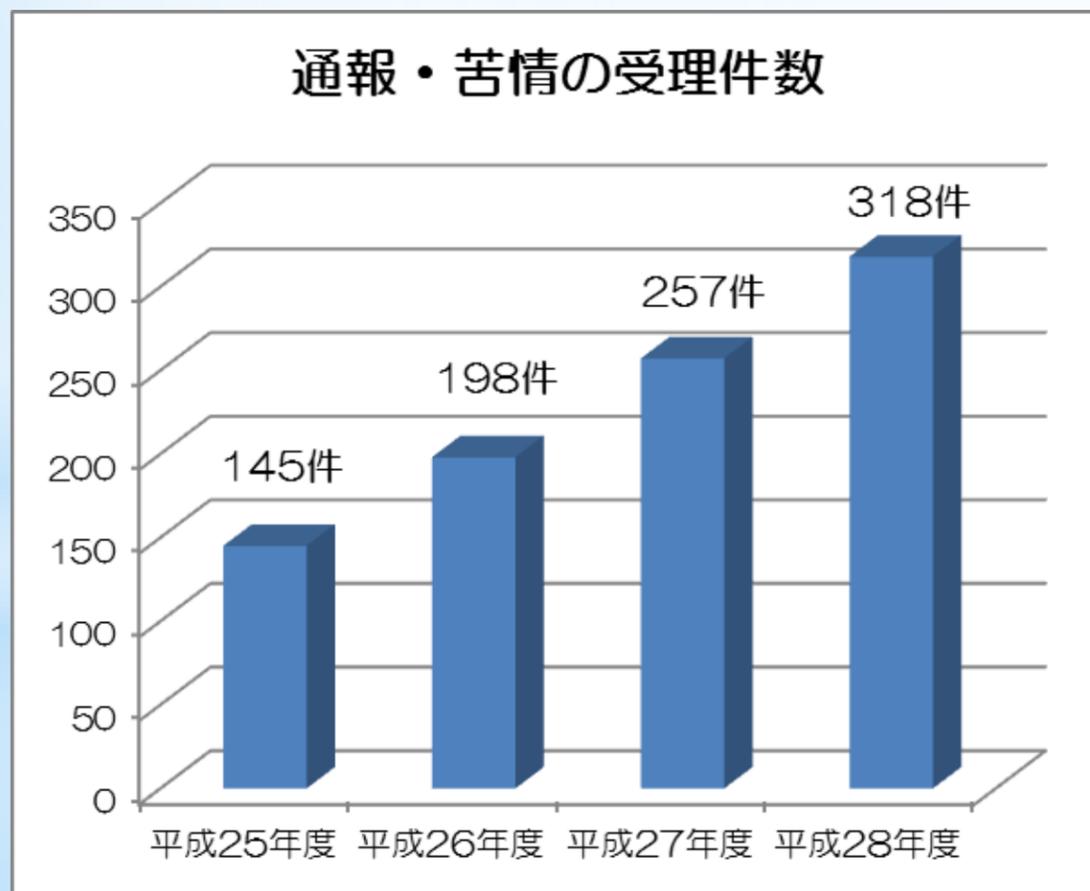
#### (参考) 指定取消等の事由

- ①申請者が禁固刑になった等
- ②障害者等のために忠実に職務を遂行していない
- ③条例の人員基準を満たすことができなくなった
- ④条例の設備及び運営基準で運営できなくなった
- ⑤給付費の不正請求
- ⑥報告、帳簿書類の不提出、虚偽報告
- ⑦不出頭、不答弁、虚偽答弁、検査拒否、検査忌避
- ⑧不正の手段により指定を受けた
- ⑨政令で定める保健医療、福祉に関する法律に違反
- ⑩サービスで不正又は著しく不当な行為をした
- ⑪法人役員が5年以内に不正行為をした者がいる
- ⑫法人でない場合、管理者が5年以内に不正をした

## 通報・苦情

### ○通報・苦情の受理件数

受理年度	受理件数
平成25年度	145件
平成26年度	198件
平成27年度	257件
平成28年度	318件



### ○ 通報・苦情の主な内容

- ・サービスの提供内容に関すること
- ・事業所や従業員の対応に関すること
- ・事業所の人員配置に関すること
- ・請求の適・否に関すること



## 障がい者虐待の防止

### 障害者虐待とは

#### ①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

#### ②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

#### ③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

#### ⑤放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。



### 通報義務

事業者には、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市への通報義務があります。

### 障害者虐待が疑われる場合

#### 報告徴取

市から報告徴取を指示する等、事実確認が行われ、障害者虐待があった場合には、改善指導を行います。



障害者虐待があった場合

#### 改善指導

＜改善指導の例＞

- ・虐待防止改善計画の作成
- ・第三者による虐待防止のための委員会の設置
- ・改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックする等があります。
- ・指導に従わない場合には、勧告・命令、指定取消等の処分が行われることがあります。

#### 虐待防止措置

- ①虐待防止責任者の選定
  - ②成年後見制度の利用支援（障害児通所（入所）サービスを除く）
  - ③苦情解決制度の整備
  - ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ※上記の①から④は運営規程にも定めなければなりません。

## 4 実地指導における主な指摘事項

### (1) 運営基準に関する主な指摘事項

#### ① 運営規程

##### 営業時間

運営規程や利用契約書、重要事項説明書に記載している営業日時やサービス提供時間などの記載が異なっている。

##### 虐待防止の措置

虐待防止の措置の記載が不足している。  
特に成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備

(市条例43号第38条、市条例第62号第40条他)

#### 改善に向けて

##### 営業時間

各書類の記載内容を確認する。

##### 虐待防止の措置

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
- ②成年後見制度の利用支援 ※
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

※障害児（通所・入所）サービスの場合は②を除く。  
(解釈通知 H18障発1206001号 他)

※運営規程の内容を変更した場合は、変更日から10日以内に変更届の提出が必要です。



## 4 実地指導における主な指摘事項

### (1) 運営基準に関する主な指摘事項

#### ② 勤務体制の確保

##### 雇用契約書

一部の従業員の雇用契約書を作成していないので、事業所の従業員によるサービスであることを確認できない（ボランティア従事、他の事業所の従業員が従事している等。）。

##### 勤務表

勤務表を作成していない。又は勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。

##### 研修

従業員に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。

（市条例43号第40条、市条例第62号第41条他）



#### 改善に向けて

##### 雇用契約書

事業者は事業所ごとに、事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。

（市条例43号第40条第2項 他）

事業者との間に雇用契約等を締結し、職務として従事する者でなければならない。

（H26.11 厚労省障害福祉課見解）

##### 勤務表

事業所ごとに、月ごとに従業員名(及び管理者名)、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係である旨等。

※サービス提供(管理)責任者(児童発達支援管理責任者、相談支援専門員)

（解釈通知H18障発1206001号他）

##### 研修

研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

（解釈通知 H18障発1206001号他）

## 4 実地指導における主な指摘事項

### (1) 運営基準に関する主な指摘事項

#### ③ 非常災害対策、掲示

##### 非常災害対策

過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。

非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

(市条例43号第71条、市条例第62号第43条他)

##### 掲示

事業所内に従業員の勤務体制、重要事項等を掲示していない。または掲示内容に協力医療機関の記述がない。

(市条例43号第42条、市条例第62号第46条他)

#### 改善に向けて

##### 非常災害対策

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(市条例43号第71条他)

##### 掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、(協力医療機関)その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(市条例43号第42条 他)

## 4 実地指導における主な指摘事項

### (1) 運営基準に関する主な指摘事項

#### ④ 苦情解決、会計の区分

##### 苦情解決

苦情を記録していない。  
苦情解決の手順（マニュアル）が整備されていない。  
（市条例43号第46条、市条例第62号第53条 他）



##### 会計の区分

□事業所ごとに、障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業（自主的な事業（法定外サービス等）や介護保険制度の訪問介護等）の会計を区分していない。  
（市条例43号第48条、市条例第62号第56条 他）

#### 改善に向けて

##### 苦情解決

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

事業者は、苦情を受け付けた場合には、**苦情の内容等を記録**しなければならない。

（市条例43号第46条第2項 他）

##### 会計の区分

事業者は、**事業所ごとに経理を区分**するとともに、当該事業の会計を**他の事業の会計と区分**しなければならない。

（市条例43号第48条 他）

## 4 実地指導における主な指摘事項

### (1) 運営基準に関する主な指摘事項

#### ⑤ 定員の遵守、その他日常生活費

##### 定員の遵守

就労継続支援事業所で、定員超過利用減算に該当しない範囲で、定員超過が恒常的になっている。

＜定員超過利用減算＞

- ・ 1日当たりの利用者が、定員が50人以下の場合は、当該定員の150%を超過している場合と
- ・ 過去3か月の平均利用人員が、定員の125%を超過している場合

##### その他の日常生活費

送迎加算を算定している場合、利用者から送迎費用を徴収している。

#### 改善に向けて

##### 定員の遵守

定員超過利用減算に該当しない範囲であっても、定員超過が恒常的にならないようにする。

##### その他の日常生活費

送迎加算を算定している場合、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限り、利用者から送迎費用を徴収できる。

（障害福祉サービス等における日常生活費に要する費用の取扱いについて（平成18年障発第1206002号））

# 4 実地指導における主な指摘事項

## (2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

### ① 福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善計画書について、全ての福祉・介護職員に周知をしていない。

福祉・介護職員処遇改善計画書

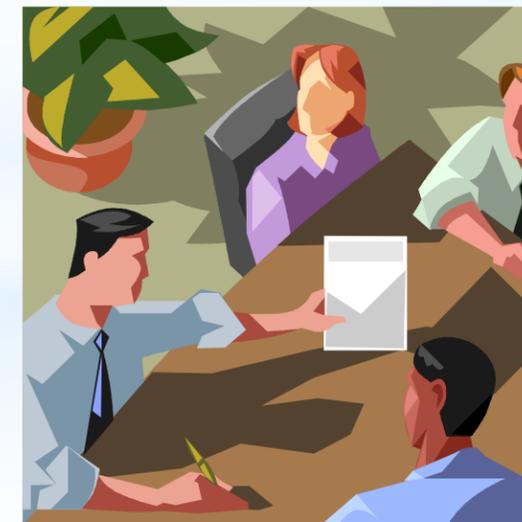
改善に向けて

福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善計画書の作成し、全ての福祉・介護職員に周知すること。

(H18厚労省告示543号、H24厚労省告示270号)  
(H24障障発0330-5号)

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外



## ① 法人が主催する旅行への移動支援の利用禁止

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできるか？



移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはならない。

### (1) 移動支援事業の目的

単独では外出困難な障がい者が、社会生活上必要不可欠な外出等（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出）をする際の移動の介護に要した費用の一部を支給し、もって障がい者の自立と社会参加を促進することが目的である。



### (2) 支給の範囲

社会生活上必要不可欠な外出等とは、社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合、社会参加促進の観点から日常生活上外出が必要な場合で、原則として一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出である。

#### ① 市外での指導支援の利用

市外に行く場合であっても、一日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援の利用は可能である。

#### ② 旅行中における移動支援の利用

宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用が可能である。

### (3) 移動支援に含まれないと考えられる事例

#### ① 移動支援事業所等のイベント

移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

#### ② 事業者主催の行事

指導支援は利用者の発意による外出が原則である。事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動については、移動支援の対象とならない。

## ② 同一日の重複請求

障害児通所支援給付費について、複数の事業者が同一利用者の基本報酬を同一日に重複して請求している事例やA事業所が国保連請求した日にB事業所でも欠席時対応加算の国保連請求を行っている事例がありました。



障害児通所支援では、同一日における複数事業所からの請求は認められませんので、十分ご注意ください。

### 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせ通所給付決定を行うことは可能である。

複数の障害児通所支援の通所給付決定を受けている場合でも、複数の障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定される。

同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬算定できない。）

### 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、同一時間帯での支援の提供でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても報酬の算定は可能である。

保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く。）と同一日に算定することはできない。

## ③就労継続支援A型の見直し

見直しの概要【平成29年4月施行】

### ○希望を踏まえた就労機会の提供の徹底

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画（様式の統一）の作成を徹底。

### ○賃金の支払い

- ・生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上とする。
  - ・賃金の支払は、原則、自立支援給付から支払うことは禁止する。
- これら指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。

### ○運営規程の記載事項の追加

新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を追加規定する。

### ○情報公表

障がい者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、「財務諸表」、「主な生産活動の内容」、「平均月額賃金」を事業所のホームページで公表。

## ④放課後等デイサービスの見直し

見直しの概要【平成29年4月施行】

### ○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

### ○人員配置基準の見直し

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者＊」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

＊2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

### ○運営基準の見直し

運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない。



# 7 事故報告について

## 事故等発生状況報告書

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により市へ報告してください。

**【報告の範囲等】**  
サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問いません。

札幌市 事故等発生状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

札幌市 〇〇 〇〇

法人所在地  
〒〇〇〇〇〇〇  
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1 事故が発生した施設・事業所  
[1] 種別  
[2] 名称  
[3] 所在地

2 事故の種類  
 該当する  チェックを入れること

利用者退避等に関するもの	施設・事業所及び従業員に関するもの
<input type="checkbox"/> 死亡事故	<input type="checkbox"/> 不適切な介助処理
<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 不審行為
<input type="checkbox"/> 無断外出	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 失踪・行方不明	
<input type="checkbox"/> 骨折・打撲・捻挫等	
<input type="checkbox"/> 誤飲・誤食・誤嚥・誤薬	
	<input type="checkbox"/> 火災
	<input type="checkbox"/> 事件報道が行われた場合
	<input type="checkbox"/> その他必要と認められる場合

3 事故の経緯

4 事故の発生日時・場所  
[1] 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [午前・午後] 〇〇時〇〇分 [曜]  
[2] 場所

5 施設が事故を認知した日時及び定説への対応  
[1] 事故認知日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [午前・午後] 〇〇時〇〇分 [曜]  
[2] 認知した経緯

[3] 定説への連絡 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [午前・午後] 〇〇時〇〇分 [曜]  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 [職階 〇〇]

1. 重大な事故等
- (1) 入所者等の死亡事故
  - (2) 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
  - (3) 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
  - (4) 入所者等の不法行為
  - (5) 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したものの）
  - (6) 火災（消防機関に出動を要請したもの）
  - (7) その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

2. 左記1以外の事故
- (1) 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
  - (2) 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
  - (3) 無断外出・外泊（見つかった場合）
  - (4) その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

札幌市 自己点検表 事故報告 **検索**

直ちに報告する

事故発生後（又は事故発覚後）  
30日以内に報告する

## 8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害福祉サービス 及び移動支援  居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
	報酬告示 札幌市告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号） ○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準（平成26年札幌市告示第859-8号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日札幌市条例第43号）
	要綱	○札幌市移動支援事業事業者登録要綱（平成18年9月26日保健福祉局理事決裁）
	ガイドライン	○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン（平成28年8月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課）

## 8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日札幌市条例第43号）

## 8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害児通所支援 障害児入所支援	法律	○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号） ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）
	解釈通知	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号） ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）
	報酬告示	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号） ○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）
	留意事項通知	○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）
	条例	○札幌市児童福祉法施行条例（平成24年12月13日札幌市条例第62号）

## 8 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年11月7日法律第123号） ○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） ○社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号） ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号） ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

自己点検表を活用して、適切な  
サービス提供に努めてください。

ご静聴、ありがとうございました。

**SAPP<sub>U</sub>RO**